処　　分　　基　　準

令和３年３月５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第１０条の８第３項
処 分 の 概 要：猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令
原権者（委任先）：福井県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の７第３項（教習用備付け銃に関する措置命令）、同第１０条の８第１項～第３項（猟銃又は空気銃の保管の委託）
処　分　基　準： 猟銃等保管業者が、法第１０条の８第２項により準用される法第９条の７第３項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。
問 い 合 わ せ 先：福井県警察本部生活安全部生活安全企画課保安係 電話０７７６－２２－２８８０（内線３２１０）
備　　考：